

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年5月10日付けで行った公文書部分開示決定について、個別の技術提案の評価結果を不開示としたことは妥当とはいえ、開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年4月27日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「4月19日開催の埼玉県総合評価審査委員会の〇〇市からの依頼書、委員会議事録、回答書、会議資料」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、「平成28年4月14日付け〇新庁第11号 総合評価の実施にかかる意見について（照会）」（以下「本件対象文書ア」という。）、「平成28年第1回埼玉県総合評価審査小委員会建築・設備ブロック議事録、会議資料（次第、委員名簿、入口委員会資料、施工管理等計画書）」（以下議事録を「本件対象文書イ」、会議資料を「本件対象文書ウ」という。）、「平成28年4月20日付け総技セ16号 総合評価の実施にかかる意見について（回答）」を特定し、次の①及び②の部分を不開示とする公文書部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。
 - ① 入札参加者の技術提案部分（条例第10条第2号に該当するため不開示）
 - ② 技術提案の評価結果及び評価の理由（条例第10条第5号に該当するため不開示）
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、平成28年5月10日付けで、技術提案の内容

及び評価について公開を求めて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成28年9月20日に実施機関から条例に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成28年10月13日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、平成29年1月24日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

入札参加者の技術提案部分について、選択の内容が全く把握できないため、県民の知る権利を損なうため、技術提案の内容及び評価について公開を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 企業の提案内容を非公開とすることは、条例第10条第2号の悪用である。

落札者を決定するための基準を定めていても、その基準にのっとって判断しているかどうかは全く不明であり、不透明である。あくまでも、国民・県民に対して客観性や透明性の確保が担保されて、総合評価制度の効果が実現されることになる。

イ 市の説明内容が議事録として存在せず、小委員会の会議録のテープも破棄しているため、評価が客観的に公正であるかの判断を市民も県民もすることができない。総合評価審査小委員会としての説明責任も欠如しているといわなければならない。

ウ 国土交通省のホームページに記載されている技術提案の具体例を見ても、どこまで特許があるのか、法人独自の提案があるのかは知らないが、当たり前のことを述べているにすぎず、むしろ工事施工者としての姿勢、心構えに近い一般的提案として受け止められ、どこが法人の利益を害するのか不明である。

エ この仕組みを悪用するなど、恣意的に操作をすれば事前に特定の業者を当選さ

せることは十分可能である。

オ 以下の点について、県は、県民が知らなくてよいのか、知ってはいけないのか、明確に答えを求めるものである。

- ・ 当選した業者の提案が、どのように優れていて、工事に取り入れているのか。
- ・ 落選した業者の優れた提案が、評価の視点のどこに抵触して採用されず加算とならなかったのか。
- ・ 具体的に、どのような提案が、法人の競争上の地位を損なうことになるのか、具体的にどのような正当な利益があったのか。

(3) 反論書の趣旨

ア 結果の公表だけでは、透明性の確保はできない。落札者の決定後は速やかに提案内容も公開すべきである。

イ 技術提案は、類似の公共事業に一律に通用するものではない。むしろ、なぜ採用されなかったのかを企業自体が検証し、向上に努力することで、各企業間の競争を促し、切磋琢磨することによって、品質が確保されていくものである。とりわけ、環境対策などは、工事の周辺住民にとっては、最も丁寧な対応が望まれるべきであり、企業の提案がより高度になり、より良い品質につながる。

ウ 一つ一つの工事について、丁寧な審査基準を設定し審議していたならば、模倣した提案が採用される可能性は極めて低いのではないか。

エ 技術提案の改善や企業の技術力向上はどのように図るのか、埼玉県として明確にしていきたい。また、提案内容を非公開にすることで、どのように向上や改善が図れるのか明確にすべきである。

オ ○○市の設計プロポーザルのプレゼンテーション、提案内容の講評は全てホームページで公開しており、情報公開で明らかになっている。同じ提案制度で、設計は公開し、建設工事は公開しない、という状態は不正が介在しているのではないかという疑念を拭い得ない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 総合評価方式の概要及び市町村支援について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）に基づき、本県では平成18年度から総合評価方式の入札を実施している。

技術提案型の総合評価方式は、価格に加えて、当該工事を実施する上で、より有益な技術提案を行った者を選定する方式である。

品確法第9条の規定に基づく、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定。平成26年9月30日一部変更）（以下「基本方針」という。）には、技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、地方公共団体においては、総合評価落札方式を行おうとするとき、総合評価落札方式により落札者を決定しようとするとき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。本県では市町村支援の一環として、市町村の要請に応じ、市町村の総合評価方式に関する事項について、埼玉県総合評価審査小委員会にて審議を行い、意見回答している。

本件事案は、〇〇市新庁舎建設工事について、発注機関である〇〇市が総合評価方式により入札事務を行うに当たり、〇〇市から依頼を受け、実施機関は学識経験者の意見を聴取する場として埼玉県総合評価審査小委員会の場を提供したものである。

(2) 不開示部分の不開示情報該当性について

ア 入札参加者の技術提案部分に係る不開示情報該当性について

総合評価方式においては、技術提案部分で「いかに得点を獲得するか」が重要であり、意欲ある企業は何度も現地を視察するなどして現場を把握し、当該企業が今まで蓄積してきたノウハウ、技術力等を駆使して技術提案を作成しており、実際に提出される技術提案は、提案内容はもちろんのこと、その取りまとめ方や添付資料においても各企業の工夫を反映したものが提出されている。

入札参加者の技術提案を公開することは、各企業が今まで蓄積してきたノウハウ（知的財産）を公にすることであり、独自に考えた発想・工夫が簡単に他者に漏れることとなり、以後の類似の入札において、苦勞せずに他企業の提案内容を模倣して技術提案を作成し、得点を獲得することが可能となってしまう。

したがって、入札参加者の技術提案の内容は、それを開示することにより当該企業の今後の競争上の利益を害するおそれがあることから、条例第10条第2号に該当するため不開示とする。

イ 技術提案の評価結果及び評価の理由に係る不開示情報該当性について

技術提案の内容とともに評価結果を公開した場合は、以後の類似の入札において、前回高く評価された提案者は、前回評価されたものと全く同じ技術提案を提出し、その他の企業は高く評価された提案を模倣する可能性がある。その結果、本来技術力を有さない企業が落札するおそれが生じること、技術提案の改善がなされずに、公共工事の品質確保の担い手である企業の技術向上が図れないおそれが生じること、過大な価格競争の継続により担い手である企業が疲弊し存続が危ぶまれるおそれが生じることなどから県の総合評価方式の運用に支障を来す。

さらに、技術提案の評価結果及び評価の理由については、〇〇市の総合評価方式に係る情報であり、県の市町村支援に基づく情報である。市町村が秘密としている情報を、県が開示してしまうことにより、今後市町村が県に支援を要請することが不可能になり、品確法と基本方針を遵守して定めた県の総合評価方式における、市町村の公共工事の品質確保の促進を支援する仕組みが瓦解してしまう。

したがって、技術提案の評価結果及び評価の理由については、県が行う総合評価方式の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第10条第5号に該当するため不開示とする。

(3) 総合評価方式に係る情報公表について

実施機関は、総合評価方式の手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等におい

て明らかにしている。また落札者決定後には、業者名、各業者の入札価格、各業者の技術評価点、各業者の評価値を公表しており、これは今回の発注機関である〇〇市も同様である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書アは、埼玉県総合評価審査小委員会に意見を聴くために〇〇市が実施機関に送付した照会文書及びその添付資料である。添付資料には工事の概要が記載された「工事一覧表」、入札参加者の評価項目ごとの得点が記載された「評価結果表」、入札参加者の技術提案内容及び個別の技術提案に対する〇〇市技術審査会の評価結果及び評価の理由が記載された「評価の一覧表（技術提案部分）」、入札参加者ごとの技術評価点、価格評価点及び入札結果が記載された「入札結果表」が綴られている。実施機関は、「評価の一覧表（技術提案部分）」のうち入札参加者の技術提案内容については条例第10条第2号に該当し、個別の技術提案に対する〇〇市技術審査会の評価結果及び評価の理由については同条第5号に該当するとして不開示としている。

本件対象文書イは、実施機関が作成した平成28年度第1回埼玉県総合評価審査小委員会建築・設備ブロックの議事録である。議事録には、〇〇市新庁舎建設工事に関する審議について記載されており、実施機関は質疑応答欄に記載されている情報のうち、入札参加者の技術提案内容に係る発言を条例第10条第2号に該当するとして不開示としている。

本件対象文書ウは、平成28年度第1回埼玉県総合評価審査小委員会建築・設備ブロックにおいて、〇〇市新庁舎建設工事について〇〇市が総合評価方式により落札者を決定することについて審議するために配布された会議資料である。会議資料は、会議次第、出席者名簿、座席表、工事一覧表、工事概要の分かる設計図書、総合評価方式に係る評価基準等のほか、各入札参加者から提出された施工管理等計画書で構成されている。実施機関は、当該施工管理等計画書のうち入札参加者の技術

提案部分については、条例第10条第2号に該当するとして不開示としている。

(2) 本件不開示情報について

本件審査請求に係る不開示情報は、2つに分類される。

1つは本件対象文書ア、イ、ウに記載若しくは添付されている、入札参加者から提出された技術提案内容に係る情報である。実施機関は入札参加者の技術提案については、企業の工事施工上のノウハウが記載された情報であり、開示することにより企業の競争上の利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当するとして不開示とした。これに対し、審査請求人は企業の提案内容を不開示とすることは、条例第10条第2号の悪用であり、総合評価方式の客観性や透明性の確保のためにも公開すべきであると主張する。

もう1つは、本件対象文書アの「評価の一覧表（技術提案部分）」に記載されている入札参加者の個別の技術提案に対する、〇〇市技術審査会の評価結果及び評価の理由に係る情報である。実施機関は、評価項目ごとに求められた複数の個別の技術提案とともに評価結果を公開した場合、技術提案を模倣した本来技術力を有さない企業が落札したり、前回高く評価された企業が技術提案の改善をしなくなるなど、公共工事の品質確保の担い手である企業の技術力の向上が図れず、総合評価方式の運用に支障を来すおそれがあると主張している。さらに本件事案については、実施機関が市町村支援を行うため〇〇市から提供された情報であり、〇〇市が秘密としている情報を実施機関が開示してしまうと、市町村の公共工事の品質確保の促進を支援する仕組みが瓦解してしまうおそれがあり、これらは条例第10条第5号に該当するため不開示としている。これに対し、審査請求人は、提案内容が類似の公共事業に一律に通用するものではなく、なぜ採用されなかったのかを企業自身が検証し、向上に努力することで、品質が確保されていくものであると主張する。

よって、当審査会はそれぞれの不開示情報について、県民の知る権利を保障し公文書を原則開示としている条例の例外規定である条例第10条第2号及び第5号該当性を検討する。

(3) 入札参加者の提出した技術提案内容の条例第10条第2号該当性について

条例第10条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。この「権利、競争上の地位その他正当な利益」には法人等が有する法的保護に値する権利、公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものと解される。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

また、特定の情報が開示されると事業競争上相当の不利益を与えるノウハウに当たるかどうかの判断には、高い専門性を必要とする場合もある。

本件事案に関していえば、総合評価方式について定めた品確法第9条第1項に基づく基本方針に、技術提案の取扱いについて「各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。」と規定されている。

また、〇〇市新庁舎建設工事に係る入札説明書においても「なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。」と記載されていることが認められる。

このような総合評価方式の制度を前提として提出された技術提案については、入札参加者が、その内容が公になることを前提とせず、公共工事の受注のために、それぞれ蓄積した施工経験や知見を用いて作成、提出したものであると思料される。

さらに、当審査会において本件対象文書ア、イ、ウの不開示部分を確認したところ、不開示部分には、構造体や仕上がりの品質確保についての工夫や周辺道路にお

ける通行者等に対する安全確保の工夫、騒音・振動・塵埃の発生を抑える工夫について、入札参加者が提案した具体的内容が記載されており、その内容は入札参加者ごとに異なることが認められた。また、本件対象文書ウに添付された施工管理等計画書を見分すると、その記載内容は、どのような工法や素材を用いて品質を確保するか、どのような工法や装置を用いて騒音や塵埃を抑制するか、工事現場周辺における安全対策などを、グラフ、図解や写真等を多数用いて詳細に説明したものであり、各入札参加者の創意工夫のあとが見受けられる。

以上のことを踏まえると、技術提案内容は入札参加者がその施工技術、応札技術等を記載したものだと思えることが妥当である。

したがって、当審査会としては、このような総合評価方式の制度の下で提出された技術提案については、これを公にすることにより、入札参加者の独自の発想、技術が他者に漏れ、競合他社等により対抗的な事業活動が行われるなどし、その結果、入札に参加した企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることを否定できない。

以上のことから、入札参加者から提出された技術提案内容について、条例第10条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- (4) 個別の技術提案の評価結果及び評価の理由の条例第10条第5号該当性について
- 条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事業も含まれるものと解すべきである。

本件対象文書アの「評価の一覧表（技術提案部分）」を見分したところ、〇〇市新庁舎建設工事に係る入札に応札した3者が、〇〇市が提示した課題、求める工夫に対して提案した3ないし5つの技術提案内容が一覧で記載されており、その個別の技術提案ごとに〇〇市技術審査会の加点の可否が評価結果として「○」か「×」で記載されている。さらに、「×」と判断した技術提案については、提案内容の記述の下段に加点しないと判断した理由が記載されていることが確認できた。また、一覧の最後には入札参加者の課題ごとの「○」の合計数と得点が記載されている。実施機関は、課題ごとの「○」の合計数と得点については開示したが、個別の技術提案に対する評価結果及び評価の理由については不開示とした。

ア 個別の技術提案の評価結果について

実施機関は、課題ごとの「○」の合計数を開示した一方で、個別の技術提案に対する評価結果を不開示とした理由について、技術提案の内容とともに個別の評価結果を公開した場合は、以後類似の入札において、他の企業が高く評価された提案を模倣することにより、本来技術力を有さない企業が落札するおそれが生じ、ひいては総合評価方式の運用に支障を来すおそれがあると主張する。

しかし、技術提案の内容については上記（3）で不開示としているところである。よって、個別の評価結果のみが開示されても、他の企業が高く評価された提案を模倣することはできないため、実施機関の主張には理由がない。

さらに実施機関は、提出した提案内容を高く評価された提案者は、以後類似の入札において、前回評価されたものと全く同じ技術提案を提出し、技術提案の改善がなされなくなり、公共工事の品質確保の担い手である企業の技術向上が図れなくなるおそれがあるとも主張する。

しかしながら、同一の業態の複数の民間企業が、それぞれ企業の存続をかけて競い合っている中で、各企業は自らの判断において技術研鑽や施工経験の評価・検証を行い、技術力の向上に努めているものと思料される。さらに、発注者である地方公共団体においても、公共工事は発注するだけで終わるのではなく、成果物に係る技術提案や新技術について効果の検証を行い、以後の公共工事の発注に反映させる

など、公共工事の品質は継続して向上していくものであり、評価基準が今後も常に同一であるとは考えにくい。そうすると、提案した企業が一度高い評価を得たからといって、以後類似の入札において技術提案の改善をしなくなる、若しくは技術力向上を図らなくなるといった事態は想定しがたく、当審査会としては実施機関の主張するおそれについて、その蓋然性を認めることができない。

以上のことから、個別の技術提案の評価結果について、条例第10条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当とはいえないため、開示すべきである。

イ 個別の技術提案の評価の理由について

実施機関は、個別の技術提案の評価結果とともに、その評価の理由についても一体として同一の理由で不開示としていたが、上記アのとおり評価結果について開示すべきであるとの判断の下においては、評価の理由を開示することにより総合評価方式の運用に支障を来すという実施機関の主張については首肯できない。

一方で、実施機関の説明によれば、本件事案は〇〇市の総合評価方式に係る情報であり、実施機関は〇〇市の依頼に基づき、市町村支援の一環として、学識経験者の意見を聴く場として埼玉県総合評価審査小委員会建築・設備ブロックの場を提供したとのことである。

また、本件対象文書アは〇〇市が作成したものであり、評価の理由については〇〇市技術審査会による判断が記載されている。実施機関によると、〇〇市は、個別の技術提案の評価結果については開示しているが、加点しないと判断した評価の理由については不開示としているとのことである。

このような事情からすると、本件事案に関しては、情報の主体である〇〇市の情報公開条例に基づく判断が考慮されるものであるところ、〇〇市が不開示としている情報を実施機関が開示することによって今後市町村が埼玉県総合評価審査委員会への依頼を躊躇したり、実施機関が市町村から総合評価方式に係る情報を得られなくなり、結果として、総合評価方式の運用における市町村支援の仕組みに支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の主張は、理由がないとまではいえない。

以上のことから、加点しないと判断した評価の理由について条例第10条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は、結論において妥当である。

なお、審査請求人は、県民の知る権利を損なった旨を強く主張するが、条例はその第1条の目的規定において県民の知る権利の保障をうたい、公文書は原則開示との考え方に立っていることは論をまたないところである。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益を適切に比較衡量する必要がある。このため、条例第10条各号では、開示しないことに合理的な理由のある情報が不開示情報として定められているところである。

したがって、条例第10条各号に該当することにより不開示とする場合においては、県民の知る権利を損なったとの主張は当たらず、また、審査請求人及び実施機関のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

市川 直子、甲原 裕子、徳本 広孝、三角 元子、宮原 均

審議の経過

年 月 日	内 容
平成28年 9月20日	諮問（諮問第286号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
平成28年10月13日	実施機関から意見聴取及び審議（第三部会第117回）
平成28年12月 6日	審議（第三部会第119回）
平成29年 1月24日	審査請求人から意見陳述聴取及び審議（第三部会第120回）
平成29年 2月22日	審議（第三部会第121回）
平成29年 3月21日	審議（第三部会第122回）

平成29年 4月19日	審議（第三部会第123回）
平成29年 5月31日	審議（第三部会第124回）
平成29年 6月28日	審議（第三部会第125回）
平成29年 7月10日	答申